

○総務省訓令第28号

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月14日

総務大臣 松本 剛明

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令

放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1章 総則 （目的） 第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、<u>法第116条の4第1項</u>の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び<u>法第116条の5第1項</u>の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。 [第2条 略]	第1章 総則 （目的） 第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、<u>法第116条の3第1項</u>の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び<u>法第116条の4第1項</u>の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。 [第2条 同左]

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

(認定等の基準)

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の5第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の6第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。

[(1) ～ (11) 略]

(12) 当該業務を行おうとする者（コミュニティ放送の業務を行おうとする者を除く。）が法第93条第1項第7号イからルまでの各規定に該当しないこと。

コミュニティ放送の業務を行おうとする者が法第93条第1項第7号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。

[第4条～第10条の7 略]

第3章の3 経営基盤強化計画の認定等

(趣旨)

第10条の8 法第116条の4第1項の規定による経営基盤強化計画の認定及び法第116条の5第1項の規定による経営基盤強化計画の変更の認定を行うに当たっては、この章の定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

(認定等の基準)

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の5第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。

[(1) ～ (11) 同左]

(12) 当該業務を行おうとする者が法第93条第1項第7号イからルまでの各規定に該当しないこと。

[第4条～第10条の7 同左]

第3章の3 経営基盤強化計画の認定等

(趣旨)

第10条の8 法第116条の3第1項の規定による経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定による経営基盤強化計画の変更の認定を行うに当たっては、この章の定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第10条の9 認定は、経営基盤強化計画が次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。

[(1) ～ (4) 略]

(5) 法第116条の7の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

[ア 略]

イ 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容が、特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関（法第116条の7第1項の規定により共同して置かれる場合に限る。ウ（ア）において同じ。）の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。

[(イ) ～ (エ) 略]

[ウ 略]

(6) 自由享有基準第10条第1項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 規則第91条の5第2号に規定する地域性確保措置の内容

第10条の9 認定は、経営基盤強化計画が次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。

[(1) ～ (4) 同左]

(5) 法第116条の6の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

[ア 同左]

イ 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容が、特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関（法第116条の6第1項の規定により共同して置かれる場合に限る。ウ（ア）において同じ。）の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。

[(イ) ～ (エ) 同左]

[ウ 同左]

(6) 自由享有基準第10条第1項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容

が、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。ただし、特定放送番組同一化を併せて行う場合であって、前号に掲げる要件に適合するときは、この限りでない。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

[(ア) ～ (イ) 略]

[イ・ウ 略]

(認定経営基盤強化計画の変更認定の基準)

第10条の10 前条の規定は、法第116条の5第1項の規定による変更の認定について準用する。ただし、計画期間中に法第116条の6第1項又は第3項の規定の適用を受けた者の実施期間の変更については、当該変更の申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等の有効期間の満了の日までの期間を超えないものに限る。

[第10条の11 略]

[第4章～第6章 略]

別紙1 (第3条関係)

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

[1～18 略]

19 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、15の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければな

が、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。ただし、特定放送番組同一化を併せて行う場合であって、前号に掲げる要件に適合するときは、この限りでない。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

[(ア) ～ (イ) 同左]

[イ・ウ 同左]

(認定経営基盤強化計画の変更認定の基準)

第10条の10 前条の規定は、法第116条の4第1項の規定による変更の認定について準用する。ただし、計画期間中に法第116条の5第1項又は第3項の規定の適用を受けた者の実施期間の変更については、当該変更の申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等の有効期間の満了の日までの期間を超えないものに限る。

[第10条の11 同左]

[第4章～第6章 同左]

別紙1 (第3条関係)

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

[1～18 同左]

19 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、15の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければな

らない。

(1) コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域（以下「放送を行おうとする地域」という。）は、一の市町村の全部若しくは一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域（以下「隣接する一部の区域」という。）を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

〔（注1）・（注2） 略〕

〔（2）～（4） 略〕

〔20～25 略〕

〔別紙1の2～別紙4 略〕

〔別添1～3 略〕

らない。

(1) コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域（以下「放送を行おうとする地域」という。）は、一の市町村の一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域（以下「隣接する一部の区域」という。）を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

〔（注1）・（注2） 同左〕

〔（2）～（4） 同左〕

〔20～25 同左〕

〔別紙1の2～別紙4 同左〕

〔別添1～3 同左〕

附 則

この訓令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。